

1. 駐車に関する問題への対応

【駐車場整備の現況と課題】改定

駐車場利用台数調査（令和2年度実施）による、駐車場整備地区内における現況駐車需給バランスは下図の通りとなり、一時預かり駐車場、月極・専用駐車場ともに供給量が需要を上回る状況である。

駐車場の多くは土地の利用効率が低い平面駐車場となっているほか、まちなかの住宅地の空き地等の駐車場化が多く見られる。これらは、まちの魅力の低下、交通の安全性低下の要因にもなっている。

また、都市計画駐車場においては、年月が経過しており、老朽化に伴う長寿命化、耐震化が必要な状況である。

【駐車場整備の課題】

- 課題① 土地の有効利用が図られていないことによる、まちの魅力の低下
- 課題② 駐車場の散在による交通安全性の低下
- 課題③ 都市計画駐車場の長寿命化・耐震化

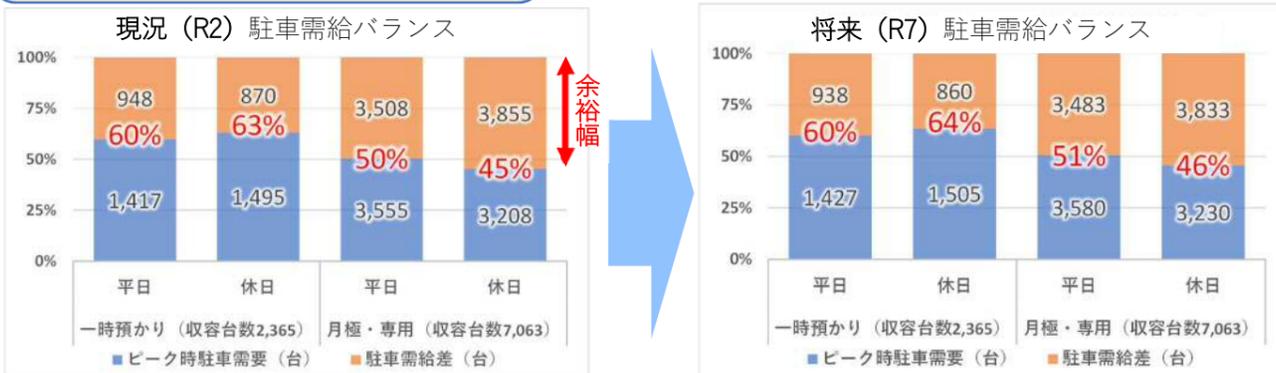
【駐車に関する問題への対応の基本的な考え】改定

～これまでの量的な駐車場整備から質的な整備への転換を図る～

【目標年次】改定

本整備計画の目標年次は、概ね10年後の令和12年度を目標とする。

PT調査に基づく、将来自動車集中トリップ数の予測ピークになる令和7年の需給で確認する



駐車場整備地区内の状況

2. 駐車施設整備に関する基本方針

【基本方針及び目標量】改定

【基本方針】

- 方針① 需給バランスの確保
- 方針② 量的整備から質的な整備へ
- 方針③ まちづくりに応じた配置誘導

【目標量】

まちづくりと連携した質的な整備を目指し、現在の駐車台数を維持

3. 駐車施設の整備方策

【駐車施設の附置義務原単位の見直し】改定

建物の床面積に応じて必要な駐車台数を算出するうえで、基礎となる原単位について、標準駐車場条例の改正、駐車実態等を踏まえ、地域・地区の特性に応じた原単位の適正化を進める。

■原単位の考え方

原単位の適正化にあたっては、駐車場利用台数調査結果より、駐車場の利用形態別、用途別のピーク時満空率を算出し、現行の原単位を割り戻す形で行うものとする。

■現行（平成4年3月）

特定用途 ^{※1}		非特定用途 ^{※2}
百貨店又は事務所	その他	
150㎡	150㎡	450㎡

■平成26年8月 国の見直し指針

特定用途			非特定用途
百貨店	事務所	その他	
150㎡	200㎡	200㎡	450㎡

駐車実態等を踏まえ、地域・地区の特性に応じて原単位を設定

ピーク時平均満空率で現行の原単位を割り戻し算出

■今回見直し案

	特定用途			非特定用途
	百貨店	事務所	その他	
現行	150㎡	200㎡	200㎡	450㎡
計算方法	150㎡/55.1% ^{※3} = 272 ÷ 250㎡	200㎡/55.4% ^{※4} = 361 ÷ 350㎡	200㎡/50.0% ^{※5} = 400㎡	(現行通り ^{※6})
見直し案	250㎡	350㎡	400㎡	450㎡

※1 劇場、映画館、演芸場、観覧場、放送用スタジオ、公会堂、集会場、展示場、結婚式場、斎場、旅館、ホテル、料理店、飲食店、待合、キャバレー、カフェ、ナイトクラブ、バー、舞踏場、遊技場、ボーリング場、体育館、百貨店その他の店舗、事務所、病院、卸売市場、倉庫及び工場のこと【駐車場法施行令第18条】

※2 共同住宅などの特定用途以外の建築物の用途のこと

※3 百貨店その他店舗駐車場のピーク時（休日16～18時）平均満空率を適用

※4 事務所駐車場のピーク時（平日16～18時）平均満空率を適用

※5 付置義務駐車場のピーク時（休日10～12時）平均満空率を適用

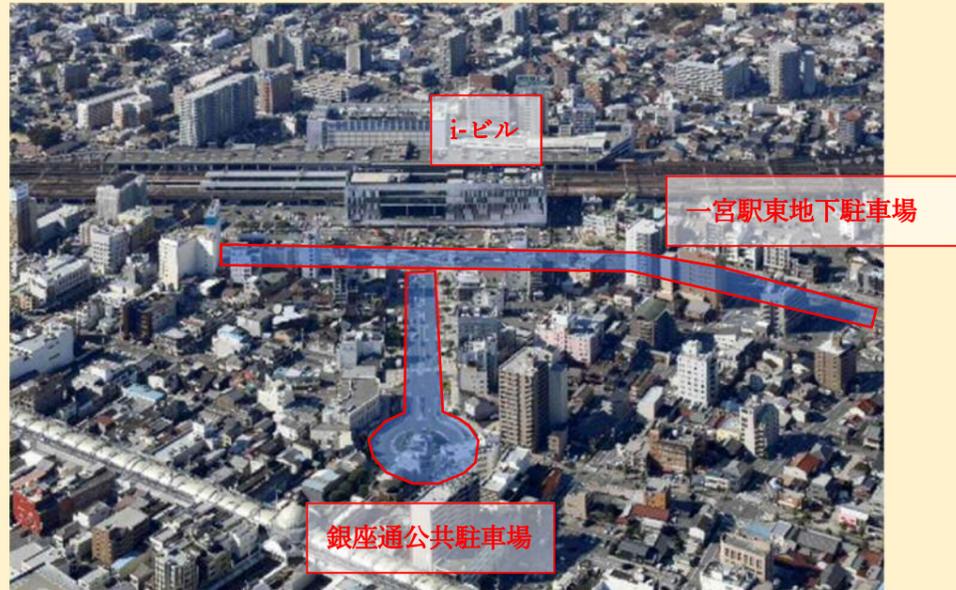
※6 共同住宅などは戸数分の駐車場を整備するケースが多く、付置義務台数以上の駐車場が確保されることから、現行の原単位を変更しない

【公共的駐車施設の整備方策】一部改定

①都市計画駐車場の整備・維持

都市機能の維持・増進を図るため、特に公共性が高い恒久的な都市施設として整備していくべき、重要かつ基幹的な駐車施設については、都市計画駐車場として定め、計画的な配置を図る。

すでに整備された都市計画駐車場は、その**維持に努める**ものとする。



②まちなかウォークアブル推進事業による駐車施設の適正配置や集約化の検討

③技術面や運営面に関する指導等

【民間による施策】

①駐車施設の附置義務制度による整備推進方策

「一宮市建築物における駐車施設の附置等に関する条例」に基づき、対象者に対して適切に指導、助言を行い、駐車施設の適切な整備を図る。

②共同住宅の駐車施設に対する指導

「一宮市住宅事業等に関する指導要綱」により、計画戸数が20戸以上の集団または、集合住宅に対して、計画戸数に見合う駐車施設を設置するよう、引き続き指導していくものとする。

【駐車施設の有効利用方策】

公共的駐車施設に関する情報を適切に利用者に提供することや、複数の駐車施設の統合運用を図ることなどについて、施設整備や運用の両方に関する方策を適切に組み合わせて実施する。

①駐車場案内システムの整備

②駐車場有効利用システムの整備



駐車場案内システムの例

4. 駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区

【駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区の設定方針】

駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区は、都心部の商業・業務機能が高度に集積し、自動車交通の集中が著しい地区が面的に広がっている地区において、都市計画で位置付ける駐車施設を始めとするハード的な施設整備とソフト的な施策を公民適切な役割分担のもとに、複合的、総合的に実施すべき地区である。

また、その設定にあたっては、現況の土地利用や自動車交通の状況に対応するとともに、将来の土地利用計画や再開発等の計画などを考慮して設定するものとする。

一宮市都市計画マスタープラン（令和2年6月改定）では、一宮駅周辺を都市拠点に位置づけ、尾張地域の**中核都市にふさわしい都市機能の集積及び維持向上**を図るとしており、従来の駐車場整備地区においては、今後も総合的かつ効率的な駐車場施策を展開する必要がある。また、従来の駐車場整備地区を除くその他の地区については、駐車場利用台数調査の結果、現況駐車需給バランスは概ねとれており、路上駐車についても駐車時間、台数ともに問題視する要因は見られない。さらに、**将来的にも大幅に駐車需要が増加する可能性は低い**と考えられる。

これより、**駐車施設の整備を重点的に推進すべき地区は、従来と同様に**以下の内容とする。

【駐車場整備地区】

<区域及び面積>

区域：下図に示すとおり

面積：約110ha

